

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)および競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)において、本市で開催する競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、原則として次のとおりとする。

- (1) ADカード
- (2) 服飾品
- (3) その他運営に必要な識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、簡素化および効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、国スポおよびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 識別用品整備委託

競技団体が、代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が必要と認めた場合は、当該競技団体へ識別用品の整備を委託することができるものとする。その場合、競技団体への委託料の単価については、実行委員会が同様の服飾品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 競技共催市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和6年1月26日から施行する。